

持続可能性社会を築くマイクロ事象のためのバリアフリー

平成 20 年 2 月 25 日

(特活)大阪府環境協会 吉田誠宏

はじめに

現在、様々な主体が環境負荷を軽減することについて、その努力（＝マイクロ事象と称する）を重ねている。にもかかわらず、削減しなければならない温室効果ガスの排出量が増大しているように、世界的には 2002 年の WSSD 以降も持続不可能な社会は続いている。

このことから、『近未来での持続可能性社会の想定とそれへの課題』では、これらのマイクロ事象の外界（＝マクロ事象と称した）の中に、マイクロ事象の努力を阻害・妨害する要因（バリア）が存在し、社会全体として持続不可能なパラダイムが温存されていることを示した。

そこで、近未来は持続可能性社会であるとして、それへの到達を確かなものとするため、

- ① 環境負荷の軽減に寄与している現在のマイクロ事象について、この機能・活動が十分に発揮できない、あるいは発揮を妨げているマクロ事象中のバリア・システムを特定し、
- ② バリアの作用が環境負荷の軽減を妨げていることから、この軽減未達量は、これに相当する負荷発生がバリア・システムによってなされていると読み替え、バリア・システムを発生源（「システム発生源」と称する）としたバリアフリー方策について検討する。

1. マクロ事象に存在するバリア・システム

- (1) システムとエージェント
- (2) バリア・システムという発生源

2. システム発生源の事例

- (1) S分作戦での手抜き
- (2) 関西国際空港の三点セットの容認
- (3) U S J 誘致場所での土壌汚染の隠蔽
- (4) 自動車NOx削減計画の打算

3. システムの内部問題と外部変化

- (1) システム問題
- (2) システムの外界の変化

4. バリアフリーの方策

- (1) バリア・システムの抽出とシステム発生源
- (2) システム発生源対策

1. マクロ事象に存在するバリア・システム

- (1) システムとエージェント

マイクロ事象については、森羅万象が該当するが、本論では、持続可能性社会に向けての

「あらゆる主体による努力」という事象を対象に、これをマイクロ事象としている。

ところで、「あらゆる主体による努力」は、環境基本法第4条の「環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになること」から引用している。

この表現では、国民一人ひとりを意味していると考え、**「組織・構造・仕組み・制度」**という様々な社会・経済システムは、その構成員一人ひとりによって機能するものであることから、システムも「あらゆる主体」に該当すると考える。

なお、森羅万象と言っても、人間界に特有の社会・経済システムが機能していない事象は、自然界でのマイクロ事象・マクロ事象であると考え、一人ひとりの行為が社会・経済システムと連動しないことから、本論での対象としない。

ただし、地産地消の原型である自給自足であっても、その自主的な行為が社会・経済システムから隔離された状態でない限り、自然界の事象とは言えず、例えば、社会・経済システムのひずみとして、困窮な状態で自給自足に追いやられた状態は、人間界での事象として扱うことになる。

以上のことから、「あらゆる主体」は、社会・経済システムと深い関わりがあり、様々な**「組織・構造・仕組み・制度」**は、社会・経済システムの動的要素（エージェント）として関連し合うとともに、一人ひとは、何らかの組織・構造・仕組み・制度に属してシステムを機能させている（「させている」能動は、「させられている」受動の反映でもある）ことになる。

なお、エージェントの最小単位は一人ひとりであるが、本論では複数人が関与するシステムを最小単位として扱う。また、マイクロ・マクロ事象を呈するのはシステムであり、本論では、環境推進に寄与・努力しているマイクロ事象は、そのシステムを主体とした外界（マクロ事象）を呈するシステムと関係し、外界に含まれているバリア・システムによって努力の阻害・妨害を受けていると設定している。

このような関係を図示すると、下図のようになる。

図1で、②を主体のシステムとした場合、①が上位のシステムになり、③は主体のエージェントのシステムで、そこにも④のサブシステムがある。

マイクロ事象に該当する環境推進派のシステム②は、その上位のシステム①のエージェン

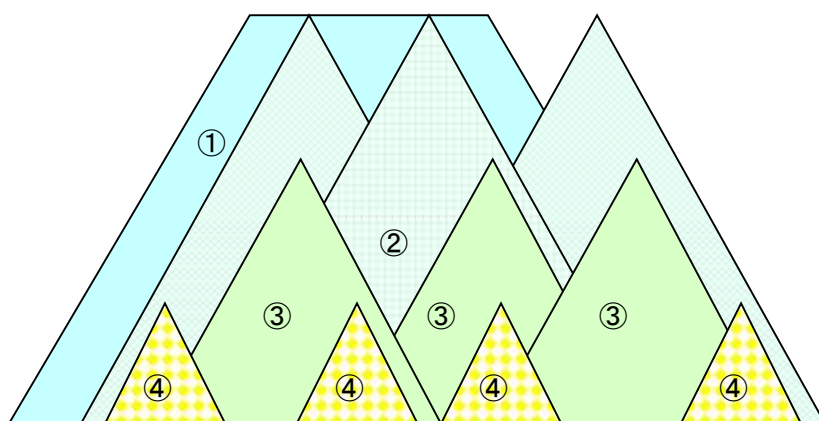


図1 多相システムとエージェントの関係

トであって、②と同じ位相にある他のエージェントも①のシステムの支配を受け、この中には②のシステムにとってバリアになるバリア・システムがあると考ええる。

例えば、大阪府というシステムでの環境部局というエージェント(マイクロ事象)は、同じ位相の商工部局等からの影響を受けて、府としての組織的な判断・行為に及ぶものであり、これらのマクロ事象(影響部分)には環境推進上のバリアが含まれている。

また、主体(マイクロ事象)の下位のシステム(マイクロ事象を呈する組織・構造・仕組み・制度というシステムのサブシステム)であるエージェント③のシステムや、その下位のシステム④の事象は、マイクロ事象になると思われるが、この事象は、他の上位システムに起因した事象も含まれ、他の上位システム(マクロ事象)にも従属する多支配下エージェントとして機能し、その中にはバリア・システムがあると考ええる。

例えば、府のシステム内のエージェントである環境部局は、組織的にはその内部に下部組織(所属エージェント)を持つシステムであるが、仕組みや構造の面では、人事・財政・企画等の他のエージェントの代弁者的な立場も含まれ、さらには思惑・誘惑・派閥・家庭など他のシステムに軸足を置くなど、所属エージェントに関わる環境推進以外の上位システムの影響、つまり部局内での役割・立場・能力・動機等の相違によって、環境推進派のマイクロ事象にふさわしくない所属エージェントの作用(マクロ事象を反映)をもたらすことがある。

このように、所属エージェントは、他の様々なシステムと分離されて、純粹に所属システムにのみ従属・依存しているものではない。法治国家では様々な法令の遵守が必要であるなど、エージェントは多支配下にあることから、所属エージェントの上位システムの一つが所属システムであるに過ぎず、支配を受ける他の上位システムがバリア・システムの場合、この所属エージェントもバリア・システムの機能を有することになる。

多支配下エージェントの状態は、マイクロ事象内にマクロ事象を持ち込んだ状況であり、マイクロ事象とマクロ事象の定義を混乱させることになるが、所属エージェントを主体とした場合、この現象は当然と言える。

(2) バリア・システムという発生源

バリア・システムは、持続可能性社会への推進に努力しているマイクロ事象に対して、推進の阻害・妨害をしている。このため、マイクロ事象が本来の努力によって成し得たはずの環境負荷の軽減は、差し止められた状況にある。また、差し止められている軽減未達量は、これに相当する負荷発生がバリア・システムによってなされていると読み替えることができる。

詳細は後述するが、バリア・システムは、システム的な無過失によって軽減未達量という負荷を発生させており、これをシステム発生源と称する。

なお、システム発生源の作用は、システム自身の機能発揮に限らず、システムの存在自体が影響をもたらす場合があり、これらは、環境アセスメント制度で規定された対象事業と同様に、「活動」と「存在」という発生源の姿があると考ええる。

また、システムには組織・構造・仕組み・制度があるとするとするが、これらがバリア・システムになる概要について、下記のように整理する。

① 組織の場合

大阪府では66年に公害室が設置され、前述したとおり環境部局というエージェントの立場で、府という行政組織の内外に外界を持つことになる。

同様に、国は71年に環境庁を設置し、国連や企業など多様な組織にも環境関連のサブ組織が設置されているが、目的等を異にする組織対組織の駆け引きでは、異にする組織が往々にしてバリア・システムの様相を呈していると思われる。

また、組織の場合には、環境推進を目的としたサブ組織（例えば環境課）の設置前後を比較すると、設置前の状態は、これをエージェントとする上位のシステムがバリア・システムの様相を呈していたと考える。

② 構造の場合

ある集団が集団としてまとまりを持つためには、必ず、共通の意識（情報認識の共有）が存在している。クローニーの阿吽の呼吸やディベートで得る相互理解・妥協など、情報共有の形態は様々であるが、それらの情報共有化のメカニズム（様々な小集団との協議手順等による意思決定過程）を静的に捉えたのが構造（形態）であろうと考える。

01年の日本流行語大賞に選ばれた小泉首相提唱の「構造改革」は、政策決定過程を指すものであるが、社会・経済・政治のシステム・ダイナミクスに潜む構造は、環境推進という目的以外の目的の中に、推進を阻害・妨害するバリア・システムを有していたと考える。

③ 仕組みの場合

構造(形態)によって情報共有化がなされていく過程（意思決定過程）で、仕組み(機能)は、その情報の意味・内容を伝達する様、つまり構造のメカニズムを動的に捉えたものと考ええる。また、②の「構造改革」では、集団内部の慣習・風土・雰囲気・暗黙知・特性・文化のようなもの、例えば霞ヶ関常識や永田町常識のようなものが、情報共有化の流れを支配していたと考える。

このように、「仕組み」というシステムの特性は、閉じた内部情報を身に付けているかいないか、集団の仲間か仲間でないかを区分する、そのようなクローニーでの内部情報の扱われ方、情報の封鎖社会の特性を有している。したがって、このシステムは、意思決定の過程を制御して、その既得権益に浸るエージェントが外部（例えば国民）とは異なる常識を持つことで、外部との境界・結界を作る、特殊世界の自己創発という作用がある。

このシステムに属しているエージェントは、当然のことながらそのルールに従い、無意識のうちにルールの維持・強化にも手を貸すことになる。例えば、後述する「S分作戦」では、「予算の仕組みも知らないのか」と大手前(大阪府庁の所在地)常識を言われて、燃料基準違反を見逃さなければならない事態は、予算査定や執行での職場ルールという仕組みの「システム発生源¹ 注」である。

この場合、筆者の係は、上司の命によって「S分作戦」を府の機関に適用せず、結果

として二酸化硫黄の発生量を増大させていたシステム発生源になるとともに、職場ルールの維持と強化に手を貸したバリア・システムのエージェントである。

④ 制度の場合

河川法は1997年に改正されて、その目的に「河川環境の整備と保全」が加えられた。この時、当時の清水環境庁長官は、国会の場で建設省の英断にエールを送ったが、その趣旨は、この改正によって河川環境の保全が推進するというものである。すなわち、改正前の同法は、環境推進を阻害・妨害していた（環境上は単に無関係であって阻害・妨害「活動」がなくても、河川の主体的管理者が無関心であることは、その無関心の「存在」によって阻害・妨害の作用を呈する）システム、バリア・システムであったことが、長官の発言によって逆説的に証明された。

その後、同じような趣旨での制度改正は、1999年の海岸法や食料・農業・農村基本法、2000年の港湾法などがある。

また、環境改善を目的として制定された法令や計画等の制度にあっても、単に時代の変化に応える以外に、後述する自動車NO_x法のように法令や計画等の欠点を克服するための改正が相当数見受けられる。上記と同様に、これらの制度改正の前後を比較した場合、改正前の制度はバリア・システムであったと言える。

2. システム発生源の事例

(1) S分作戦での手抜き

大阪府の南部地域には繊維産業が多く立地していたが、斜陽の地場産業であったため、当時の社会問題であった硫黄酸化物スモッグへの対策もずさんで、燃料基準で定められた以上の硫黄分(S分)のC重油が平然と使われ、小型タンク車が普通に市販し回っていた。

この状況を改善するため、1976年、燃料屋さんも巻き込んで地域全体での集中的な指導を展開することとし、「S分作戦」のネーミングで地元市・町も一体になった取組を企画・実行した。小型タンク車に高S分重油が積まれている状態は、「他に違反しているところがある」という言い逃れを誘うため、その地域のあらゆる発生源を点検して指導する、膨大な労力を注いだものである。

当時の大阪府公害白書での燃料調査件体数が、府域5つの担当係合計で74年に1614件、75年に1652件であったものを、一つの地域担当係が「S分作戦」を実施したことで、76年には2475件、77年には2207件と急増していることから、その指導強化がうかがえる。

しかしながら、一係による唐突な取組は、価格の安いC重油でその年度の燃料予算枠にしている当地の府立機関にとって、その機関だけが良質の燃料を購入すれば予算オーバーで暖房停止の状態に追い込まれるため、機関のボスが「府の職員が予算化の仕組みも知らないのか」と当課の上司にねじ込む事態を招いた。

そして、交付した指導票は目前で廃棄され、当該機関が指導を反故にするだけでなく、燃料基準違反を続けることが公然となり、民間工場への指導強化にも影響が及んだ。

これは、公費を執行する「仕組み」というシステム問題（後述）がもたらした、法令違反での居直りという状態であるが、この事態とは別に、結果として硫黄酸化物の排出量の軽減が望めないことから、軽減未達量に相当する確実な発生源であったと言える。また、府立の機関への指導を停止させた彼ら（バリア・システム）は、環境推進と異なる上位のシステム（マクロ事象）に忠実に支配され、環境負荷増大への罪悪感が無いことから、システム的な無過失によって負荷発生（システム発生源の特徴）したと言える。

なお、同時代の同様なバリアは、アスベストにおいても存在し、『アスベスト問題が提起する地球温暖化対策への対応² 注』で明らかにしている。

（2）関西国際空港の三点セットの容認

1981年5月に、運輸省から関係3府県に関西国際空港の建設に係る「三点セット」、地域整備計画、環境影響評価、空港計画の三つの案が提示された。これを受けた大阪府は、関空の誘致を最重点の政策課題にしていたことから、提示内容を否定することなく回答する必要があった。

反面、当時の二酸化窒素については、その環境基準が緩和された反動で、環境濃度の微増も許さない世相になっていた。しかも、大阪府の環境総合計画には、関空という巨大プロジェクトをその将来予測に加えていないため、関空が建設・運用されても「環境計画よりも二酸化窒素は増加しない」という評価をすることは、無理難題であった。

一方で、大阪南部の大気担当係長から大阪東部の担当に異動したばかりの筆者は、直接の地域当事者ではなく、しかも現地に精通していたことから、政策スタッフとして適切なポジションにあった。そこで、通常業務と並行しながら極秘の作業として、「関空の三点セットは大気環境の影響上も妥当であることを評価せよ」という特命を受けた。

三点セットとその膨大な調査データ（空港調査会のロッカー3つ）が公開されて反公害のメンバーが点検している中で、帰宅できない数週間の苦悩を味わった結果、環境計画に含まれていなかったコルニッシュとランカシア（石炭時代のボイラーの種類）の更新動向を将来予測に加えることで、関空事業による大気環境負荷の増加があっても、環境計画の濃度コンターは変化しない資料を作り上げた。

つまり、繊維産業などでは、より熱効率の良いボイラーに転換する動きがあり、このことによって燃料使用量の削減が自動的に進むことは新たな知見であるとして、運輸省の環境影響評価を変えることなく府民への他者説明責任を果たすことができた。

ところで、この回答は、環境改善になんらの寄与もなく、完全ないわゆるアワセメントである。例えば運輸省との条件闘争として、何かの環境改善を付与する必要があるという回答であれば、国費導入による交通アクセス改善等の環境負荷軽減があったかも知れないと想定でき、そのようにしなかった筆者の行為³ 注は、バリアであったと言える。

この場合のバリア・システムは、構造や組織というシステムが該当すると考える。

何故ならば、1993年に当時の環境のトップMと偶然に同席したとき、十数年後の突然の

厚い感謝を受けた。これは、筆者の孤独な奮闘へのねぎらいではなく、大阪府の窮地を救ったという政治的レベルの感謝であったことから、国からの補助金配布などの上下構造がマクロ事象の中にあっただと考える。

(3) U S J 誘致場所での土壌汚染の隠蔽

2001年に開業したU S Jは大阪の名所になっているが、この立地場所については、1995年に「此花西部臨海地区土地区画整理事業」というアセス案件になっていた。

当時、大阪市はU S Jの誘致を最重要政策にしており、土地区画整理は、世界での誘致合戦に勝つために、速やかに終えなければならない状況にあった。

このため、環境アセスメントの手続きについて、他の案件よりも先に事務処理するように大阪市のS助役から大阪府のY副知事に要請があり、Y副知事からは、その旨で二回にわたる早期処理の指示が筆者にあった。

しかしながら、個人的にはその場所に立ち入り調査した古い経験、土壌汚染があり得るという土地履歴への思い込みがあるために、慎重に事務処理したいという説明で二回とも断ったところ、三回目は、早期処理ができないのは上司の管理能力不足であるとして、筆者の上司に副知事からの叱責が出た。結局は、筆者自身が、他課の職員でプロジェクト・チームを設置する、別動隊を組織して対応することを提案・根回しし、かつ、この別動隊は評価項目に土壌汚染を挙げないことで事態は治まった。

その4年後、区画整理工事の下請けによる内部告発によって、予想した土壌汚染が発覚し、大阪市関係者がその対策に追われる様子が大きく報道された。

さて、この事例でのバリア・システムについては、大阪府と大阪市は対等、別々のエージェント(組織)であり、その間に権力構造や特段の府市協調もないが、当時の副知事の言外では、知事選挙への協力のような取り引きがあったとうかがえ、集票構造というシステムがバリアを発生させたと考える。

このようなバリア・システムは、組織・構造・仕組み・制度が有する目的のうち、環境推進のバリアになる目的(上記の場合は組織票の取りまとめ)について忠実に作用し、環境上での関わりについては、このシステムの無過失によって、偶然、システム的に環境負荷を発生させているに過ぎないシステム発生源と考える。

(4) 自動車NO_x削減計画の打算

自動車NO_x法に基づく都府県での自動車NO_x削減計画については、閣議承認を得るまでの手順も同法で定められ、一部は前報でも触れたが、大阪府は同法に基づいて1993年に大阪府環境審議会に諮問して計画案を固めた。

この過程で、ある審議委員からは、「この計画案では実効性が見えない」と何度も指摘されたため、説得を繰り返すことで「納得できないが熱意は買う」と言われて審議会答申に至っている。

他方、府が提出した計画案は閣議に諮られるが、その際には、関係各省庁の合意が事前になされていることが霞ヶ関での暗黙のルールである。このため、府の計画内容は、環境庁との協議だけではなく通産省・運輸省・建設省・農林省・厚生省・郵政省・警察庁との個別調整を行い、その合意を得て環境庁に提出する必要があった。したがって、環境審議会での審議状況と並行して、各省庁の出先機関（例えば大阪通産局や近畿運輸局、近畿地建など）との度重なる協議を行っていた。

当時の課題は、2000年での二酸化窒素環境基準達成目標に対して、自動車排ガスにかかる「総量規制を導入する」点にあった。また、この文言を計画に加えたい大阪府の意向は、各省庁出先機関との協議で合意に至らなかった。このため、審議会答申は、総量規制の導入の必要性を付帯意見とすることで、計画案の国への提出期限間際に成案とされた。

答申の後も各省庁出先機関との協議を重ねたが、計画案の提出期限（金曜日）には、府が直接本庁と調整するように指示された。このため、筆者は顔を合わせたことのない本庁の人間と電話及びファックスで協議したものの、非常に強い抵抗に遭った。結局は環境庁と協議して期限日の時計を止め、「総量」の文字の扱いについて、翌日（土曜日）の正午まで各本庁と徹夜の議論をし続けた。

自動車対策の大部分は、道路関係が建設省で、車体の改良は通産省で、輸送団体や交通体系の関係が運輸省で、交通規制が警察庁である。そして、予測計算との整合を終えて特定の省庁と合意点に達しても、他の省庁は異を唱えるという繰り返しがあると同時に、いずれの組織も「総量規制の導入」はもとより、「総量的な抑制を検討する」という言葉でさえ抵抗する様は、組織・構造・仕組み・制度が揃い踏みしたバリア・システムであったと記憶する。

自動車NO_x削減計画は、計画目標年である2000年を過ぎて、計画は「未達成である」旨の発表が環境省からされた。また、同法の大幅な改正につながった。

01年の同法改正の際、「改正の趣旨は道路管理者に対して影響を与えることを想定していない」ことを確約した覚書が、環境省環境管理局と国土交通省道路局の担当課長間で交わされていたが、このことが参議院で取り上げられ、結局は、「法案の趣旨や国会答弁に反する覚書は破棄する」という川口環境相の答弁で決着した。

このバリア・システムについても、システムの構成員である当事者の課長にとって、環境上の問題はシステム上の無過失な結果に当たると考える。そして、閣議で議論させてはならないという常識は、あらゆる法案の閣議決定においても前述と同様にあると思われ、省庁間の合意が覚書で交わされる慣例は、それがシステム発生源でない場合、単なるシステム問題として扱っても差し支えない事例である。

3. システムの内部問題と外部変化

(1) システム問題

システム問題は、コンピュータや生産ライン、経営管理上や組織運営上など多様な事象

で発生しているが、本論でのシステム問題とは、【組織・構造・仕組み・制度というシステムにおいて、人の知として得た情報を手段の目的化の方向に内部収斂する扱い方で生じる問題である】、とする。

例えば、経営管理上での効率向上について、短期の成果にのみ一喜一憂するあまり、多様なステークホルダーの動向や中期の社会・経済変動への注視を怠ると、中期的な経営力の減衰を招く事態になるが、これが本論のシステム問題である。

この場合、人の知として得られていない情報（不測の事態）への対応は、保険や連携等によるリスク分散・軽減のシステムに委ねることになる。また、システム問題を発生させる主たる原因は、他の組織・構造・仕組み・制度との関係性を縮小・単一化する「手段の目的化」である。

例えば、エージェントによる組織や制度への従属・依存（手段）に注力したシステム内部への努力（目的化）は、システムが持つ本来の目的を見失い、その目的と外界との関係変化にも関知しないまま、システムそのものの新陳代謝やスクラップ&ビルドも阻む情報封鎖を創り上げる。そして、システムが硬直化することでシステム疲労という問題を発生させている。

① 発展企業タイプ

硬直したシステムには、柔軟なシステム（(2)で述べる）よりも従属・依存に安定感があるため、そのエージェントは変化への労力を省いた思考・行動が可能となる。すなわち、エージェントは本来的に多支配下エージェントであって、様々な上位システムの目的に沿う思考・活動が必要であるが、エージェントが多支配下のシステムの優劣に慣れると、単一のシステムの支配に依存した安定感を求めやすくなる。

一方で、上位のシステムや同じ位相のシステムとの関係では、このシステム(またはエージェント)のみが外部変化への思考・活動を停止した状態になり、外界との関係で次第にシステムの疲労が表面化することになる。この結果、他のシステムとの競合において淘汰される、いわゆる大企業病を呈する。

システム疲労と言われる大企業でのシステム問題は、その原点がセクショナリズムにあると言われている。

すなわち、所属するセクションを擁護・防衛・保持する方向に導き、セクション間の連携・協働効率が悪化するとともに、本来の目的である上位のシステム（会社あるいは社会）の利益も忘却する思考・行動が増える。そして、セクショナリズムによる情報封鎖の結果、組織活力が低下した大企業病に陥ることになると言われている。

このようなセクションでは、硬直化(内向きに安定)したシステムへの依存意識が高まっており、例え不祥事を隠しても、硬直化したシステムはこれを容認して機能していくと考えられる。そして究極の原因は、個人の保身願望と所属するシステムへの忠誠心にあると考えられる。

大企業病の場合には、これを克服するため、個人の活力を引き出す小グループ活動や人

事・報奨制度、連携プレーの仕組みや全員参加の意思決定構造など、「個を活かす経営」へのシステマ的な改善が、あらゆる組織・構造・仕組み・制度で続けられている。要は、多支配下エージェントであることへの自覚を促す努力である。

このように、大企業病を克服して発展する企業の場合は、企業の外界に競合相手があって、組織そのものの存続を危うくするため、外界からの圧力を受けたある時点で自己変革がなされる。

このシステムは、内部に「手段の目的化」が発生しても、外界との関係遮断ができないために自己変革ができる状態にあり、この状態を「発展企業タイプ」と称しておく。

②公的機関タイプ

ところで、システム問題はあらゆる社会・経済システムで生じており、1(2)③仕組みの場合で述べたように、組織・構造・仕組み・制度で恩恵を受けている既得権益集団は、そのシステムの擁護・防衛・保持のために特殊世界の自己創発を進めることになる。前述したシステム発生源の4つの事例でも、特殊な価値観が勝る小世界が創り出され、その作用によって環境負荷が結果として増大したものであり、システム問題が起因して環境推進へのバリアを発生させていたと考えられる。

このように、公的な機関や社会制度など、競合相手が存在しないシステムにあっては、その外界からの影響が希薄であるため、システム変革が内部努力でなされる困難性は続いできた。この状態のシステムを「公的機関タイプ」と称しておく。

いずれにしても、システム発生源の原因がシステム問題にある場合、その実情は内部関係者で保有されている内部情報であるため、外部からその実情を知ることはできない。

したがって、コンプライアンスにかかる事態が生じるような場合でも、自己変革が困難な公的機関タイプのシステムでは、発展企業タイプのように内部努力でシステム問題を克服する期待はできない。このような場合、その解決策は06年4月から施行された公益通報者保護法に基づく内部告発に委ねることになる。

なお、一般的な内部告発は、システム内部の実情を外界に示す行為（エージェントによる内部情報の漏えい）である。また、特に公益通報は、守秘義務に該当する機密漏えいであっても、コンプライアンス上での不都合に関する内部告発である。そして、公的機関タイプでの強い外部遮断がほころびた際、告発が生じる特殊な行為である。

一方、本来的にシステムが有している多様な目的（システムも、その上位の様々なシステムから支配される多支配下エージェント）について、外界との関係を自覚させられるシステムが外界に存在（いわゆる総会屋は、外界とは言えない）すれば、公的機関タイプも発展企業タイプに転換でき、あえて内部告発を生じさせることはないと考えられる。

また、システム問題は環境推進上での課題解決の重要な一部であるが、図2に示すように、環境推進上ではない他の課題とも共通した、システム内部の普遍的な問題である。

例えば、図2の制度浸透上の課題には、システム問題という内部の課題以外に、制度普及や他の制度との整合など、外界との関係における課題も山積している。

同様に、環境推進上の課題にあっても、システム問題という内部だけの問題ではなく、外部には、本論の対象としているバリア・システム(環境推進を阻害・妨害するシステム)があり、さらにその逆で、推進を促進・助長する支援・助成システム(図3)の存在がある。外界にあるこれらのシステムは、その強弱が主体と外界との関係性を左右し、重要な課題になる。

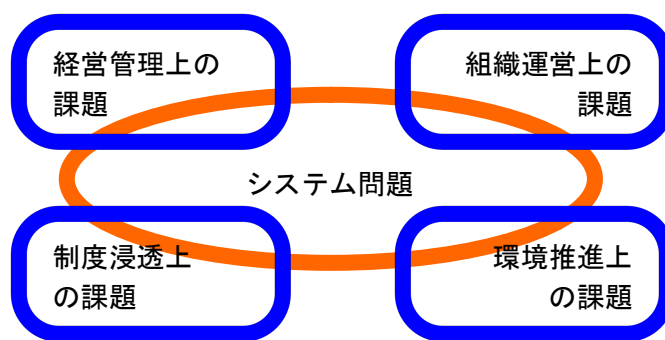


図2 システム内部(システム問題)と外部の課題

(2) システムの外界の変化

人の知として得た情報の扱い方については、そのエージェントが様々なシステムの支配下のうち、どのシステムに強く従属・依存しているかによって左右される。

極端な場合が(1)のシステム問題である。単一のシステムに従順なエージェントは、情報封鎖の強化に携わり、集団的無意識でそのシステムを硬直したシステムに変革する。いわゆる大企業病の原因になっている。

気候変動枠組み条約(システム)に従順な日本(エージェント)は、全ての締約国が行動に参加すべきという善意(手段の目的化)のあまり、COP13で米国に組して米国の主張にお墨付きを与えた結果、化石賞の上位を独占⁴注した。ただし、日本(システム)は米国と異なり、世界の世論の厳しい反応(外界との関係性)に気付き、洞爺湖サミットに向けた発展企業タイプへの転換を図っている。

③起業段階タイプ

一方、アントレプレナー⁵注と言われる起業化に成功した企業(システム)では、活性化したエージェントがそのシステム(組織・構造・仕組み・制度)の新陳代謝とスクラップ&ビルドを絶えず重ねており、柔軟なシステムになっている。

柔軟なシステムは、システム疲労という問題を発生しないと言われている。つまり、起業の段階では、人の知として得た情報を未だ十分に収集・活用していないという認識が強く、外界との関係が非常に不安定な状態のシステムであるため、ほぼ完全な多支配下エージェントとして思考・活動していると言える。

このように、外界への注意とそれへの機敏な対応が不可欠な起業段階でのシステムでは、そのエージェントも思考・活動をシステム内部にだけ傾注できない状態になり、これが柔軟なシステムを保持する原動力になる。システムのこのような状態を「起業段階タイプ」と称しておく。

起業段階タイプは、(1)で述べたシステム問題のように、システムの内部が情報封鎖に傾く状態ではなく、システムが外部と接している関係性に注力する状態である。そして、外

界との関係性が豊かなシステムでは、環境推進上はもとより、経営管理上や組織運営上であつても、大企業病は発生させていないと考える。

環境上のシステムで言えば、例えば設立・発展途上の環境部署や環境 NPO、社会の注目を浴びる京都メカニズムやサプライチェーンなどが該当すると思われ、変化する外界への情報防波堤を築くまでに、主体そのもの(システム)が不安定に変化を続けていると考える。

いずれにしても、起業段階タイプのシステムは、主体そのものが外界との関係性で左右されやすいため、外界の変化を機敏に捉えている。つまり、開かれた関係性によって、外界の変化を主体的・能動的に読み取ることができる。

④外圧連鎖タイプ

他方、公的機関タイプのような情報封鎖性のシステムであつても、外界自体が主体への関与を強めた場合には、外界と主体が関係性を強めると考える。この場合、外界(システム)には、主体に外界の変化を強制的に読み取らせる作用があるとともに、連鎖した関係性を情報経路にして、主体そのもの(システム)の改変を促す作用もあると考える。

この改変は、主体にとっていわゆる外圧であり、このように構築した関係性を「外圧連鎖タイプ」と称しておく。

例えば、07年11月には「環境配慮契約法⁶ 注」が施行され、100を超える公的機関タイプのシステムが、環境上の配慮を外界(同制度)から強制される外圧連鎖タイプになった。典型的な外圧という外界変化の事例である。

環境配慮契約法と同様な外界変化は、「環境配慮促進法⁷ 注」や「グリーン購入法⁸ 注」があり、環境配慮促進法は89の公的法人が07年に改定された「環境報告ガイドライン」に沿う公表義務を負っている。また、グリーン購入法では公的法人に止まらず、環境経営に取り組む多くの企業・団体が環境物品の調達を進めている。さらには、トップランナー方式や環境配慮設計の制度化などの進展があり、加えて資産除去債務(環境債務)の浸透は、市場経済の場において環境上の配慮が進むものと期待できる。

ところで、システム問題を含む以上の4つのタイプ(①~④)について、環境推進上でのシステムの思考・活動をまとめると、表1ようになる。

表1 システムの環境推進上の思考・活動のタイプ別状況

		システム内部の問題 (システム問題)	
		発展企業タイプ 外交的	公的機関タイプ 内向的
外界との関係性	起業段階タイプ (能動型)	競争優位の戦略のもと、環境上での現状対応に留まらず、自主的な試行錯誤を先取り	情報の扱いは封鎖的であるが、外界と能動的に関係するエージェントが含まれると、内部告発を誘発しやすい
	外圧連鎖タイプ (受動型)	システムが外界との関係性を無視できず、環境上の社会的要請などに対して内部が柔軟に対応	外界からの強い関係がないことで安定しているシステムであるが、強い変化が外界で生じれば、その影響を受ける

このように、公的機関タイプのような硬直したシステムであっても、外界との関係性を強要する外圧連鎖タイプを用いれば、あたかも発展企業タイプのように、柔軟なシステムに変革すると考える。

例えば、前述した COP13 での日本の化石賞獲得は、その外圧もあって日本の関係者（エージェント）の態度を変えたと思われ、外圧連鎖タイプであったと言える。

いずれにしても、システムの外界に多様なシステムが存在している。そして、バリア・システムであっても、それを主体とした場合には、外界の中にバリア機能の発揮を阻害・妨害する、バリア・システムにとってのバリア・システムも存在する。

例えば、2(4)自動車NO_x削減計画の打算で述べたように、01年の自動車NO_x法改正時での環境省と国土交通省との覚書は、「閣議前での省庁間の合意という仕組み」が、公的機関タイプのバリア・システムになっているが、国会というシステムがこの主体(バリア・システム)の外界にあって、バリア機能の発揮を停止させている。

もちろん、「覚書の存在」という内部情報が外部(国会)へ漏えいしたシステム(仕組み)は、最も重要な要素になっており、その動機が環境推進を意図せずに国会軽視にあったとしても、注目すべき外圧連鎖タイプのシステムであると考えられる。バリア・システムの外界での「仕組み・システム」は、バリアフリーの検討で重視する課題である。

4. バリアフリーの方策

(1) バリア・システムの抽出とシステム発生源

① システム発生源の概念

本論ではマクロ事象からバリア・システムを抽出するが、バリア・システムは、社会・経済システムのマクロ事象に潜むシステムであり、現実的にも「あらゆる主体」の思考・活動の一部になっている。つまり、潜在化して存在している。

このため、ある特定のシステムについて、環境推進に係るミクロ事象へのバリア作用があると仮定しても、その顕在化には、明確な根拠が必要と思われる。

そこで本論では、バリア・システムのうち、そのバリア作用でもたらされる環境負荷の軽減未達量が明らかなシステムのみ、システム発生源と称して、対策の対象にしている。

軽減未達量は、環境推進システムの思考・活動がバリア・システムによって阻害・妨害され、結果として環境負荷軽減がなされ得なかった量である。そして、この考え方で定量化することによって、真にバリアシステムであることの根拠としている。

ところで、環境上の阻害・妨害をもたらすシステム的なバリアについては、環境推進システムへのバリア以外に、環境に無知なシステムが気付きをすることへのバリアもある。

これは、図3の下段に該当するもので、環境への配慮に欠けた利便性の向上や多様な娯楽・嗜好の発達に係るシステム、あるいは、環境問題を外部問題と認識して他のシステムで対応すべきと誤解しているシステムを温存させる、言い換えれば、「あらゆる主体」が対応

すべきことに無知な環境無知システムに対して、環境配慮への気付きを阻害・妨害して逆に無知を無関心に導くバリア・システムである。

この場合、環境への無関心状態が続いて、結果的には軽減未達量の排出等があると考えられるが、量の算出根拠は定かでないため、バリア・システムではあるが定量的なシステム発生源であるとは断定しにくいと思われる。

例えば、環境無知システムに対して、環境上の警告文も記載されていない無料のレジ袋の配布システムは、環境啓発に係る図3の下段のバリア・システムであろう。しかしながら、レジ袋配布システムと買い物袋持参システムとを比較した場合、環境啓発に係る効果についての定量化は困難である。このため、レジ袋による環境負荷が明らかであっても、単に環境啓発上のバリア作用とした場合は、このバリアはシステム発生源ではない。

他方、レジ袋の無配布や有料化、あるいは買い物袋持参運動など、レジ袋配布システムの代替として機能する環境推進システムに対し、これを阻害・妨害するバリア（図3の上段）があれば、そのシステムは、レジ袋の生産・廃棄の視点から定量的に算出できる環境負荷が軽減未達量になって、システム発生源になる。

なお、例えば環境教育・学習のような気付き（図3の下段に類する啓発・喚起の環境推進システム）に対するバリア作用の場合も、軽減未達量の算定が困難である。しかし、定量的にはシステム発生源と言えなくとも、定性的な（例えば環境計画に示された環境教育の重要性を用いるなど）根拠が明らかであれば、システム発生源に該当した扱いも可能と考える。

一方、図3の右側に示した支援・助成システムについて、これが十分に確立されていない場合、環境推進システムがより活発に思考・活動できずに、等速状態にあると想定できる。

言い換えれば、より活発な努力を加速することに対して、不十分な支援・助成システムはこれを阻害・妨害しているように見える。

しかしながら、この等速状態については、支援・助成システムがバリア・システムになっているとはしない。また、同様に啓発・喚起システムについても、その不十分な確立をバリア・システムとはしない。

この場合は、両方のシステムも環境推進システムであることから、環境推進上、これを主体（環境推進システム）と置き換えると、この外界に支援・助成、啓発・喚起の確立・充実を

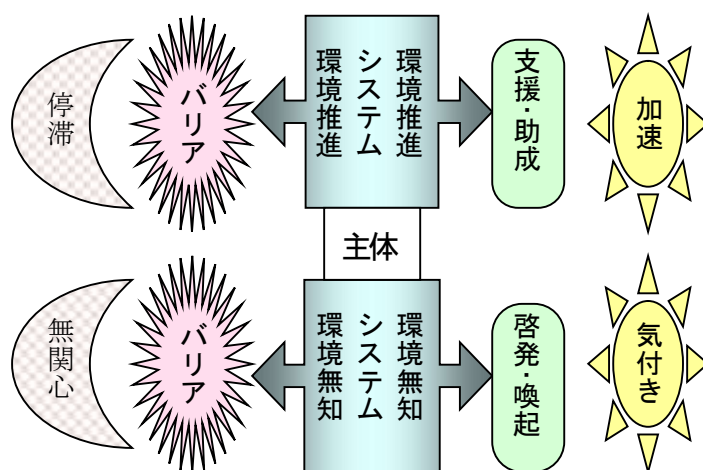


図3 主体の外界にあるバリアと支援のシステム

阻害・妨害するシステムが存在することになる。それがバリア・システムである。

② バリア・システムへの対処

技術を手に入れた人々の活動は、手作業的な行為を超える如何なる場合でも、結局は何かの環境負荷をもたらす活動と言えよう。

この事実を踏まえ、人口増大や途上国の経済発展、高機能機器等の開発や多様な嗜好の発達など、環境負荷の増大を伴うシステムは、今後とも予見を超えて進展するとしても、本論ではこれらをシステム発生源としない。

本論では、人類のさらなる発展を抑制する方策ではなく、マイクロ事象での機能・活動を阻害・妨害するバリア・システムが、近未来のマクロ事象では是正された状態になっていると仮定し、この是正方策を検討している。

また、持続可能性社会(近未来)への到達が確かなものとなるためには、これに向かって環境負荷の軽減に努めている様々な環境推進システムが、円滑に思考・活動（マイクロ事象）でできる方策が必要である。企業レベルで言えば、発展する過程で、適切な環境経営が的確に営まれる方策と、的確に営むことへのバリアを封じる方策である。

本論では、後者のバリアフリーを対象として検討している。

ところで、マクロ事象は、図1のように多位相のシステムが関係するとともに、そのエージェントは他のシステムにも従属・依存するなど、複雑な体系で呈される事象である。

そして、マクロ事象の中では、環境推進システムが外界にバリア・システムを持ちながらマイクロ事象を呈している。また、バリア・システムも多支配下エージェントとして、社会・経済システムでの必要な存在であり続ける。

このため、近未来であっても、バリア・システムは存在すると考える。

ただし、近未来でのバリア・システムは、その社会が持続可能性社会であることから、このシステムの外界にある環境問題事象が外圧連鎖タイプの関係を持つため、自らが環境改善を阻害・妨害していることに気付かされつつ、バリア機能を発揮していると仮定できる。

すなわち、近未来のバリア・システムは、情報封鎖性が少ない発展企業タイプであると言える。そして、その意志で外部不経済（環境負荷）を増大させている場合、社会的な犯罪行為に等しいことを自覚して、システム内部の変革がなされると思われる。

言い換えれば、現在のバリア・システムは「無過失」で発生源呼称もないが、近未来では「未必の故意⁹ 注」とされ、環境推進上の対策の対象になっていると仮定している。そして、近未来のシステム発生源は、犯罪的な存在であると想定する。

一方、京都議定書への批准を拒み続けた米国も含め、現在のバリア・システムは、自らがバリア機能を発揮していることに気付かないか、気付かない立場を取っていると考える。そして、システムのこのような状態は、公的機関タイプか、外部との関係で公的機関タイプを装っていると言えよう。

何故ならば、バリア・システムからのバリアは、実質的にマイクロ事象に関与する活動(動的)と、雰囲氣的に影響を与える存在(静的)の2種類があり、これらの動的・静的な関係が相ま

った状態になっていることから、バリア・システムに従属・依存するエージェントにとって、所属システムがどのようなバリアを発揮しているかを気付きにくくしている。また、犯罪的システム発生源でない限り、外部で生じている外部不経済（環境負荷）の増大は、エージェントが意図しないバリアでの（無過失な）事象であり、公的機関タイプのシステムへの従属・依存に努めることで、罪悪感からの開放が許されるからである。

いずれにしても、システムの自己防衛機能は、バリア機能の存在を示されることへの抵抗感（犯罪的システム発生源への否定）も含め、公的機関タイプの情報封鎖に傾きやすい。

このため、公的機関タイプのシステム発生源に表1の外圧連鎖タイプの関係性を導入するとしても、外界からシステムへの働き掛けは遮断されやすく、現在の社会では相当に強く機能する外圧が必要である。

以上のようなことから、持続可能性社会に向けてのシステム発生源対策は、システム発生源のうちのバリア機能だけを弱体化（バリアフリー）する方策が適切と考え、主として公的機関タイプを対象に、当該システムの存続を認めつつマイクロ事象が活性化するよう、外圧によるバリアフリーの方策を検討する。

（2）システム発生源対策

システム発生源への対策は、それが頑強な公的機関タイプと考えるため、システムそのものを否定するのではなく共生の関係に置き、そのバリア機能を弱体化（バリアフリー）する方策について、システム発生源の外界に、①情報開示、②軽減義務、③ラベリングのシステム（組織・構造・仕組み・制度）を設けることを検討する。

この3種類の外圧方策は、表2のとおりである。

表2 システム発生源のバリア機能を弱体化する外圧

外圧の種類		弱体化の作用
システムへの働き掛け	①情報開示	情報封鎖が解かれるため、バリアであることが明白に
	②軽減義務	環境配慮などの規制が内部浸透し、バリア機能を改変
外界の変化	③ラベリング	システム発生源の名指しで、外界の風評が非難に変化

① 情報開示

公的機関タイプのシステムは情報封鎖性が強く、外界との関係性について、起業段階タイプ（システムが能動的）になることは想定できない。

しかしながら、07年の今年の漢字「偽」に象徴される賞味期限偽装や産地偽装の問題は、そのほとんどが2(3)で述べたU S J誘致場所での土壌汚染と同様に、下請け業者やパート・退職職員による内部告発で発覚している。すなわち、情報封鎖の強いシステムであっても、その極一部のエージェントは、起業段階タイプにあったと考える。

以上のことから、システム内部からの情報開示については、公益通報者保護法や通報受

信体制などの整備、ならびに社会正義としての扱いや公益としての価値評価が、有効な対策と考えられる。

一方、システムに内包された情報について、その開示をシステム外部から強制する方策に関しては、インベントリの届出制度やサプライチェーンでのMSDS、3(2)に示した環境配慮促進法や企業会計での資産除去債務（環境債務）の明示などが、それぞれの目的でシステム発生源に関与していると思われる。

これらは、システムが受動的であっても、外部との関係性を築くもので、このような外圧連鎖タイプは、今後とも進展すると考える。例えば、マニフェスト交付の報告義務が08年4月から施行されるが、このことによって、不十分な交付実態、不適正処分の実態が明るみになる。

ただし、開示義務を受ける側のシステムにとっては、情報整備への投資・注力が新たに必要となり、これら(環境推進システム)の進展を阻害・妨害する事態もあろう。例えば、05年に起きたクボタからの石綿被害者発表後、厚生労働省は一斉に全国の関係事業所を公表したが、開示義務が無い現在は、情報開示への注力を拒む元の体質¹⁰ 注に戻っている。

このような事態は、マイクロ事象についての社会的な風化現象が原因である。このため、近未来では、情報開示のシステムが風化対策も含めて十分に機能していると想定する。

② 軽減義務

典型七公害のような直接的な発生源に対する規制は、今後とも充実・整備されると考える。

一方、システム的な発生源については、環境基本計画にも示されている6つの政策手法¹¹ 注に含まれている枠組規制的手法や手続的手法などが、海外での環境制度と相まって次第にその内容を充実させている。

そして、直接的な環境負荷での大気汚染防止法違反¹² 注や京都議定書の国別削減目標が未達成になる場合には、自らのコンプライアンス活動に対する阻害・妨害がシステム内部で起きていたことになり、それへの社会的非難でシステム内部の変革が生じるであろう。

システム的な環境負荷についても、同様の事態が生じた場合には影響を受けて、組織・構造・仕組み・制度の体質的な変化が生じ、環境上での公的機関タイプが発展企業タイプに転換していくことが考えられる。例えば、1(2)で述べた河川法の目的への環境保全導入や①情報開示で述べた諸制度、あるいは環境配慮契約法やRoHS対応などサプライチェーンの進展も、システム発生源への対策に有効と考える

ただし、軽減義務のシステムは、そのものが環境推進システムであろう。すなわち、バリア・システムのターゲットになる。しかも、システム発生源は環境上での罪悪感がなく、システムのエージェントも無意識・無過失で関与する発生源である。このため、システムに環境上の義務（外圧）が課せられることに対しては、相当の抵抗を示す現実がある。

③ ラベリング

バリア機能の弱体化については、ダイオキシン汚染や環境ホルモンでの風評被害の発生を参考に、システム発生源の外界での風評を用いることも有効と考える。

特にシステム発生源については、図3の下段の環境無知システムと同様に、環境への配慮に欠けていることでバリア機能を呈していると考えられることから、間接的な手法ではあるが、風評による気付きが起きると思われる。さらには、①情報開示や②軽減義務の充実・強化にも役立つと考える。

現在、①や②の充実・強化を図るための評価システムとしては、総務省による06年3月の「大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価書」や中央環境審議会による07年11月の「第3次環境基本計画の進捗状況の点検結果」があり、さらには、地方行政における環境施策の全国ランキングや環境状況に対する責務の配分など、そのシステムが環境上でどの立場にあるかを評価（ラベリング）し、公開するシステムも発達しつつある。

しかしながら、システム発生源は主として公的機関タイプであるため、システムの羞恥になるような内部情報の入手は困難な場合（内部告発などは①に委ねる）が多く、上記の評価が適切な内部状況を反映しているかどうか、定かではない。

そこで、システム発生源は、マイクロ事象の努力を阻害・妨害しているシステムであるから、本論ではシステム内部の情報ではなく、システム発生源のバリアを受けている外部のシステムでの軽減未達量を明らかにすることによって、外部評価をする手法を用いる。

何故ならば、バリア・システム内の所属エージェント(①に委ねる)を除き、他の環境推進システムは、そのバリア・システムからの影響を開示できる立場にある。

そして、システム発生源というラベリング(発生源を名指し)をする外部評価の仕組み(＝システム)によって、結果としてバリア機能を損なうようなバリア・システムの変化を誘い、また、この外界に外圧連鎖タイプを築くシステムが創発すると考えられる。

例えば、COP13での化石賞はラベリングの一種であると考えられる。また、3.(2)で述べたように気候変動枠組み条約の議論というマクロ事象での環境推進活動(マイクロ事象)では、このラベリングは、日本(バリア・システム)をバリアフリーにすることに若干の役立ちがあったと考える。

一方、単に「バリア機能」を批判するだけではなく、「もし日本のバリアが無ければ」という仮定で、早期に軽減されたはずの世界各国での温室効果ガス排出量(軽減未達量)を算定し、「その軽減未達量は発生源である日本の将来削減約束量に加算する」という、環境債務的なシステム発生源の考え方を導入すれば、このラベリングでの外部評価は、相当な重みで外圧連鎖タイプを築いたであろう。

このように、システム発生源の考え方は、バリア機能がより確実に外部評価されるように導き、そのことで公的機関タイプでの環境上の改善がもたらされると考える。

まとめ

以上の検討結果、システム発生源の概要をまとめると、下記のようなになる。

- ① システム発生源の目的は、ラベリングというバリアフリー方策に用いることにある。
- ② 対象とするシステムは、「組織・構造・仕組み・制度」である。

- ③ 社会・経済の発展に寄与している環境負荷行為は、システム発生源ではない。
- ④ バリア・システムの存在・活動は、そのことで環境への負荷を排出しない。
- ⑤ バリア機能は、環境推進システムの思考・活動(マイクロ事象)を阻害・妨害する。
- ⑥ バリア・システムのエージェントは、無意識にマイクロ事象に関与している。
- ⑦ システム的な阻害・妨害によって、マイクロ事象に軽減未達量を生じさせる。
- ⑧ 軽減未達量の定量化は、バリア・システム自身でなく外部によってなされる。
- ⑨ 軽減未達量を明らかにされたバリア・システムが、システム発生源である。
- ⑩ バリアフリーには、①情報開示、②軽減義務、③ラベリングの方策がある。
- ⑪ 情報開示と軽減義務の方策はシステムに直接関与し、システム問題に左右されやすい。
- ⑫ 公的機関タイプのシステムは、システム問題もあってバリア機能を持ちやすい。
- ⑬ 原因がシステム問題の場合は、普遍的で困難な課題のため、方策の対象にしない。
- ⑭ システム発生源は、その呼称が外圧になって多支配下エージェントに気付きを与える。
- ⑮ 近未来でも、バリア・システムは社会・経済システムの中で共生している。
- ⑯ 近未来では、軽減未達量の発生は未必の故意になり犯罪的とされよう。

このようなシステム発生源については、近未来の持続可能性社会への到達を確かなものにするため、軽減未達量などの実態を明らかにしていく必要があると考える。

特に、環境負荷の軽減に努めている様々なマイクロ事象について、その活発化を図る各種の強化策は必要であることから、強化策は着目されやすく各種の方策が取り組まれている。が、一方で、『近未来での持続性社会の想定とそれへの課題』で明らかにしたマイクロ事象を活発にさせない阻害・妨害要因については、このバリアを封じる方策も重要であることを述べた。

4.(2)では、このバリア機能を弱体化することについて、①情報開示、②軽減義務、③ラベリング(システム発生源の呼称)の方策を示した。

これらは、相互に関連しつつマクロ事象の中のバリア・システムに影響を与えるが、情報開示や軽減義務の方策の歩調を強めるためにも、システム発生源というラベリングが重要な意味を持つと考える。

例えば、システム発生源について筆者が発想した原点(1996年)は、自動車排ガス対策での公安委員会の「存在」であった。

公安委員会は、自動車排ガス対策(マイクロ事象)の働きを弱める「活動」ではなく、法の目的に環境保全が含まれる以前の河川法のように、環境推進が触れられない領域を作って、その「存在」で環境推進を制限していた。これによる二酸化窒素の軽減未達量は算定可能であったが、システム発生源という概念がないため現在に至っている。

そして現在も、その「存在」によって自動車排ガス対策は、道路交通法上の通行制限などを前面に出さない流入規制などに進ませる状況にあるが、10数年を経たことによって、①情報開示や②軽減義務のシステムが充実しつつあるため、システム発生源という③ラベ

リングの効用は減衰していると考える。

このようなことから、持続可能性社会への歩みを確かなものとするため、システム発生源という概念が持たれることは、有効であると考え。具体的には、地球温暖化や廃棄物処理など多くの環境問題について、それぞれにバリア・システムが潜んでいると思われ、その中からシステム発生源の候補を割り出すとともに、それらの軽減未達量について算定することになると考える。

なお、軽減未達量が明確なバリア・システムは、単にシステム発生源の呼称がされるだけではなく、その後の環境負荷の発生において、それが無過失ではなく未必の故意にされる効用もあるため、また、①情報開示や②軽減義務は「6つの政策手法」の発展に伴ってバリア・システムへの効力を発揮すると考えるため、③ラベリングに必要なシステム発生源の的確な検出方法に関しては、今後も検討を続けたい。

脚注

1 システム発生源 P 4

2のシステム発生源で述べる4つの事例は、筆者の内部告発に該当するであろう。

システム発生源の着想は1996年において、同年9月の第37回大気環境学会年会（堺市で開催）で『大阪府環境総合計画について』を発表した際、計画の内容ではなく計画の意味するところとして「システム発生源」を説明したが、当時から内部告発を避けるため、その具体的な事例を示すことなく今日に至っている。

ちなみに、同学会発表の予稿集では、【地球環境も視野に収め、持続的発展が可能な社会の構築を図るため、対策が必要な発生源に対して適切な環境施策を講じていく必要がある。そのためにも、何が大気環境に負荷を与えている「システム発生源」かについて、大気環境学会などでの調査研究が進められ、社会的合意として明らかになっていくことを期待している。このことによって、環境対策が適切かつ効果的に実施されるようになることを考える。また、それまでの間、仮のシステム発生源に対して、門前払いに遭っても果敢に取り組む心構えを持ち続けたい。】として、学会等での検討に期待を寄せていた。

2 アスベスト問題と地球温暖化 P 6

06年9月 『アスベスト問題が提起する地球温暖化対策への対応』を第6回環境技術学会 年次大会で発表（研究発表会予稿集33ページ）に掲載。

アスベストの環境負荷は、後年の被害実態によって社会問題化した。発生当時は環境対策の推進を阻害するシステム発生源が機能し、特に負荷発生と被害発生に時間差があると、日々の生活・社会・経済活動の優先度が高まる。これは、地球温暖化対策が滞ることと同一。

3 関空のアセスでの筆者の行為 P 6

筆者が「関空のアセスは妥当であること」で評価せよという上司の命に忠実に従ったのは、その前年に、大阪府の意向に反し、「関空による大気環境の悪化は避けられない」旨を大阪南部市町の環境部局に説明したという、逆行行為への自己反省によるものである。

4 化石賞の上位独占 P 11

日本は、07年12月4日、パリで開催された気候変動枠組み条約第13回締約国会議（COP13）で、世界の気候変動関連の環境NGOが、その日の会議の進展に最も後ろ向きだった発言や行動をした国に与える「化石賞」の上位3位を独占した。

1位の理由は、「ポスト京都議定書の枠組みで自国の削減目標を明らかにしていないこと」。

2位の理由は、「京都議定書の精神を葬ろうとしていること」。

3位の理由は、「途上国への技術移転に消極的なこと」で、米国、カナダと共に受賞。

3位とも日本が総なめにしたのは初めて。過去に1～3位を総なめにしたのは米国とサウジアラビア。

5 アントレプレナー（Entrepreneur） P 11

産業構造の変革を担うベンチャー企業の実践者。日本ではオイルショックや円高不況、バブル崩壊など社会・経済の仕組みを大きく転換すべき時期に、いずれもベンチャー企業がその変革主体として位置づけられてきた。ベンチャー企業の担い手は、実質的な変革者として認識され、単なる会社の創業者とは性質的に

異なる者として区別。

6 環境配慮契約法 P 1 2

07年12月施行予定の「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」国の機関と独立行政法人・特殊法人(自動車検査独立行政法人等100の独立行政法人と日本私立学校振興や国際協力銀行、共済事業団等10の特殊法人)が法の対象。現時点では、電力購入における二酸化炭素排出量の考慮、自動車など耐久財の購入におけるランニングコストの考慮、ESCO事業による設備等の改修、庁舎や設備設計等に関するプロポーザル・企画競争にかかる契約を規定

7 環境配慮促進法 P 1 2

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」05年4月に施行され、これに伴って、03年版の「環境報告ガイドライン」は07年に改定され、CSRに踏み込んだ報告内容が詳しく定められている。

8 グリーン購入法 P 1 2

「国等による環境物品等の調達に関する法律」グリーン購入法では環境物品の調達を進めるべき約200の独立行政法人等を定めているが、07年10月で、地方公共団体や企業・民間団体など3000の組織がグリーン購入ネットワーク (<http://www.gpn.jp/>) に加入。

9 未必の故意 P 1 5

故意 《罪となる事実を認識し、かつ結果の発生を意図または認容している場合》
未必の故意 《犯罪事実の発生を積極的には意図しないが、自分の行為が事実の発生になる可能性を知りつつ実行する場合》
過失 《一定の犯罪事実を認識することができるはずなのに、不注意で認識せず防止しない場合》
無過失 《犯罪事実の発生について認識されていないことが妥当な場合》《ただし、公害罪法は公害により人を死傷させた者を一定の場合について過失の有無を問わず処罰することとし、法人の両罰規定も置いている》

10 石綿事業所の公表 P 1 7

石綿労災による被害者が発覚した事業者の公表について、厚生労働省は、クボタ・ショックの後、「工場周辺住民や過去の勤務者、健康対策を立てる自治体への適切な情報提供」として公表したが、現在は「以前の公表は国民の不安に対する緊急措置」であり、特例であったとしている。

11 6つの政策手法 P 1 7

1 直接規制的手法

社会全体として達成すべき一定の目標と最低限の遵守事項を示し、これを法令に基づく統制的手段を用いて達成しようとする手法

2 枠組規制的手法

直接的な禁止・制限や義務付けを行わず、目標を提示してその達成を義務づけ、あるいは一定の手順や手続きを踏むことを義務付けて、間接的に規制の目的を達成しようとする手法

3 経済的手法

市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする手法

4 自主的取組手法

事業者などが自主的に努力目標を設けて環境保全に取り組む手法。自主的取組を政策手法として活用していくため、実施状況の公表や行政主体などが関与したチェック手段の確保を伴う。(レスポンシブル・ケアや第三者認証のEMSなど)

5 情報的手法

様々なステークホルダーが、資源採取から廃棄に至る各段階において、環境保全活動に積極的な事業者や環境負荷の少ない製品などを評価して選択できるよう、事業活動や製品・サービスに関して、環境負荷などに関する情報の開示と提供を進めることにより、各主体の環境に配慮した行動を促進しようとする手法

6 手続的手法

環境影響評価制度など、各主体の意思決定過程で環境配慮のための判断が行われる機会と環境配慮に際しての判断基準を組み込んでいく手法

12 大気汚染防止法違反 P 1 7

06年5月には(株)神戸製鋼所の加古川製鉄所と神戸製鉄所での大防法排出基準違反や環境データの不適正な改ざんが判明したが、07年には、王子製紙や日本製紙など製紙業界の15社の25工場ではばい煙の排出基準を超過(13社の20工場)したり測定データを改ざん(5社の9工場)していることが判明。環境省は同年9月19日に地元自治体と業界団体の日本製紙連合会に対し、原因究明と再発防止の徹底をす

るよう指導。

なお、年賀ハガキに端を発した古紙の配合比率偽装について、「環境に配慮して買った人への裏切り行為」(鴨下一郎環境相)などの事態に対しても、08年1月に日本製紙連合会は謝罪。